

調教師・騎手免許の有効期間の取扱いについて

競馬法施行規則（昭和29年農林省令第55号）第24条の改正（平成31年 4月25日公布・施行）に伴い、日本中央競馬会競馬施行規約（平成19年規約第2号）第31条及び日本中央競馬会競馬施行規程（平成19年理事長達第28号）第50条を改正し、調教師免許及び騎手免許の有効期間を下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

記

1. 調教師免許の有効期間の取扱い（概要）

調教師免許の有効期間の満了日に起因し、出走馬の管理調教師が、出馬投票日と開催日とで異ならざるをえない状況を解消するため、2月末日で引退する調教師の免許の有効期間を以下のとおり延長します。

- | | | | | |
|---|---------------|-----|---|----------------|
| ① | 2月末日が木曜日であるとき | | | 3月5日（火）まで |
| ② | 〃 | 金曜日 | 〃 | 3月4日（火）まで |
| ③ | 〃 | 土曜日 | 〃 | 3月3日（火）まで |
| ④ | 〃 | 日曜日 | 〃 | （※1） 3月2日（火）まで |
| ⑤ | 〃 | 月曜日 | 〃 | （※2） 3月1日（火）まで |

※1 3月1日（月）又は3月2日（火）に延期した開催日があるときに限ります。

※2 3月1日（火）に延期した開催日があるときに限ります。

注1：2月末日が火曜日・水曜日であるときは延長しません。

注2：令和2年2月末日で有効期間が満了する調教師免許から適用します。

2. 騎手免許の有効期間の取扱い（概要）

天災地変等での開催日の延期によって、最後の騎乗機会を逸失する事態を回避するため、2月末日で引退する騎手の免許の有効期間を以下のとおり延長します。

- | | | | | |
|---|------------------|-----|---|---------------|
| ① | 2月末日が金曜日であるとき（※） | | | 3月4日（火）まで |
| ② | 〃 | 土曜日 | 〃 | （※） 3月3日（火）まで |
| ③ | 〃 | 日曜日 | 〃 | （※） 3月2日（火）まで |
| ④ | 〃 | 月曜日 | 〃 | （※） 3月1日（火）まで |

※ 2月末日以前の開催日（2月最後の金曜日以後に限ります。）を3月1日以後に延期したとき（3月最初の火曜日以前に限ります。）に限ります。

注1：2月末日が火曜日・水曜日・木曜日であるときは延長しません。

注2：令和2年2月末日で有効期間が満了する騎手免許から適用します。

注3：3月1日付けで騎手から調教師に転身する者には適用しません。